

インターネット接続サービス契約約款

株式会社ちゅピCOMおのみち

第1章 総則

第1条（約款の適用）

当社は、このインターネット接続サービス契約約款（以下「約款」といいます。）によりインターネットサービスに関する料金表（以下「料金表」といいます。）で定める料金のほか、当社が定めるところにより、インターネット接続サービスを提供します。

第2条（約款の変更）

当社は、この契約約款を変更することがあります。この場合には、その他の提供条件は、変更後のインターネット接続サービス契約約款によります。

第3条（用語の定義）

約款では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1. 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2. 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3. 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
4. 電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスを受けするために使用する電気通信回線設備
5. インターネット接続サービス	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス
6. インターネット接続サービス取扱所	(1)インターネット接続サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2)当社の委託によりインターネット接続サービスに関する契約事務を行う者の事業所
7. 契約	当社からインターネット接続サービスの提供を受けるための契約
8. 契約者	当社と契約を締結している者
9. 契約者回線	当社との契約に基づいて設置される電気通信回線
10. 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
11. 端末接続装置	端末設備と之間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備
12. 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
13. 自営電気通信設備	第一種電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
14. 相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
15. 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 契約

第4条（インターネット接続サービスの種類等）

契約には、料金表に規定する種類、種別、品目等があります。

第5条（契約の単位）

当社は、契約者回線1回線ごとに1の契約を締結します。この場合、契約者は、1の契約につき1人に限ります。

第6条（最低利用期間）

- インターネット接続サービスには、最低利用期間があります。
- 前項の最低利用期間は、インターネット接続サービスの提供を開始した日から起算して1年とします。
 - 契約者は第1項の最低利用期間内に契約の解除があった場合は、第31条（利用料金の支払い義務）の規定にかかわらず、当社が定める期日までに、残余に期間に対応する利用料（消費税相当額を加算した額とします。）に相当する額を一括して支払っていただきます。

第7条（契約者回線の終端）

- 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、端末接続装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。
- 当社は、前項の設置場所を定めるときは、契約者と協議します。

第8条（契約申込みの方法）

契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。

- 料金表に定めるインターネット接続サービスの種類、種別、品目等
- 契約者回線の終端とする場所
- その他インターネット接続サービスの内容を特定するために必要な事項

第9条（契約申込みの承諾）

当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順に従って承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。この場合、当社は、申込みを行った者に対してその理由とともに通知します。

- 当社は、前項の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの取扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。

当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申込を承諾しないことがあります。

- 契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。

- 契約の申込みをした者がインターネット接続サービスの料金その他の債務（この約款に規定する

料金及び料金以外の 債務をいいます。以下同じとします。）の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

- その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第9条の2（契約の成立、契約締結後書面の交付等）

当社は、インターネット接続サービスの工事が完了した日または契約者がインターネット接続サービスの種類、品目等の変更をおこなう場合はその変更が完了した日を契約が成立した日（以下、「契約成立日」といいます。）とします。

- 当社は契約成立日以降、法令の定めに基づき、契約内容を記載した書面（以下、「ご契約内容確認書」といいます。）を契約者に交付します。
- ご契約内容確認書は書面による交付をおこないます。

第9条の3（初期契約解除等）

申込者は、「ご契約内容確認書」を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、法令の定めに基づき、書面により契約の解除を行なうことができます。

- 前項の規定による契約の解除は、同項の書面を発したときにその効力を生じます。
- 第1項の規定に基づき契約の解除を行う場合、申込者は引込工事、宅内工事等の着工または完了済みの工事および手続きに要した費用を負担するものとします。
- 前3項の規定の他、申込者は、契約成立日以前に当社に対して申し出を行い、当該申し出が当社に到着することを条件として、当該契約の申込みを撤回することができます。この場合、当社は申込者に対し、いかなる費用の負担も求めません。申込み撤回を行う場合は、いかなる費用の負担も求めません。
- インターネット接続サービスを含む契約を締結した場合において、契約締結後書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間に契約の解除を行う場合も前各項と同じく扱います。

第10条（インターネット接続サービスの種類等の変更）

- 契約者は、料金表に規定するインターネット接続サービスの種類、種別、品目等の変更の請求をすることができます。
- 前項の請求の方法及び承諾については、第8条（契約申込みの方法）及び前条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

第11条（契約者回線の移転）

契約者は、契約者の負担により、同一の構内又は同一の建物内における、契約者回線の移転を請求できます。

- 契約者回線の移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更又は制限がある場合があります。

- 当社は、第1項の請求があったときは、第9条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

- 第1項に必要な工事は、当社又は当社が指定した者が行います。

第12条（電子メールの利用）

契約者は、電子メール（メールのアドレス（以下「メールアドレス」といいます。）を使用してインターネット接続サービス取扱所に設置するメール蓄積装置によりメールの蓄積、再生又は転送等を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。）の利用の請求をすることができます。

- 当社は、前項の請求があったときは、当社が別に定めるところにより、メールアドレスの割当てを行います。

- 当社は、契約者から請求があったときは、メールアドレスの変更を行います。

- 電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間等は、当社が別に定めるところによります。

第13条（ホームページ開設サービスの利用）

契約者は、ホームページ開設サービス（情報公開のためのデータベースのアドレスを使用してインターネット接続 サービス取扱所に設置される情報蓄積装置により情報の蓄積、更新又は公開等を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。）の利用の請求をすることができます。

- 当社は、前項の請求があったときは、ホームページのアドレス（以下「ホームページアドレス」といいます。）の割当てを行います。
- ホームページとして蓄積できる情報量（以下「ホームページ容量」といいます。）は、当社が別に定めるところによります。

第14条（インターネット接続サービスの利用の一時中断）

当社は、契約者から請求があったときは、インターネット接続サービスの利用の一時中断（その契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第15条（その他の契約内容の変更）

当社は、契約者から請求があったときは、第8条（契約申込みの方法）第3号に規定する契約内容の変更を行います。

- 前項の請求があったときは、当社は、第9条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

第16条（譲渡の禁止）

契約者が契約に基づいてインターネット接続サービスを受ける権利は、譲渡することができません。

第17条（契約者が行う契約の解除）

契約者は、契約を解除しようとするときは、あらかじめそのことを当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

- 前項による契約解除の場合、当社は、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

第18条（当社が行う契約の解除）

当社は、次の場合には、その契約を解除することがあります。

- 第26条（利用停止）の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しないとき。

- 第26条（利用停止）の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前号の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。

- 電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難で当社インターネット接続サービスの継続ができないとき。

- 当社は、前項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

- 当社は、第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。

ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

第3章 付加機能

第19条（付加機能の提供等）

当社は、契約者から請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供します。

第4章 接続装置の提供

第20条（接続装置の提供等）

インターネット接続サービスを受けるために必要な端末接続装置（以下「接続装置」といいます。）は、当社が提供します。

- 契約者は、次の各号の行為はできません。万一、契約者が違反した場合、当社は契約の解除及び損害金を請求する権利を有します。

- 本来の用法によらない方法で、当社のインターネット接続サービスを不正に受けたり、受けようとするこど。

- 接続装置を転貸、譲渡、質入等すること。
- 当社の承諾を得ずに、接続装置を定められた場所から移動したり、接続変更すること。
- 接続装置を分解したり、変更を加えること。

- 契約者は、接続装置の性能、機能が不完全であったり、通常の使用上障害になると認められる外觀上の瑕疵がある場合を除き接続装置の交換は要求できないものとします。

- 当社は接続装置の老朽化又は性能が劣化した場合、当社の費用負担により接続装置を取り替え又は改修することができるものとし、契約者はこれに協力するものとします。

- 契約者は、契約者の故意、過失、又は第三者の行為による接続装置の損傷、紛失等の場合、直ちに当社に申し出るものとし、その修理、復旧に要したすべての費用を当社に支払うものとし、返還までに生じたき損、盗難、滅失について、契約者の責に帰すべき場合には、契約者は当社に対して代替機器の購入代価又は修理代相当額を損害賠償として支払うものとし、ます。

第21条（接続装置の設置場所）

当社は、当社の接続装置を、原則として契約者が指定する場所に設置します。

第22条（接続装置の移転）

当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する接続装置の移転を行います。

第5章 回線相互接続

第23条（回線相互接続の請求）

契約者は、その契約者回線の終端において又は終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。

- 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されることを除き、その請求を承諾します。

第24条（回線相互接続の変更・廃止）

契約者は、前条の回線相互接続を変更・廃止しようとするときは、その旨を当社に通知していただきます。

- 前条（回線相互接続の請求）の規定は、回線相互接続の変更について準用します。

第6章 利用中止及び利用停止

第25条（利用中止）

当社は、次の場合には、インターネット接続サービスの提供を中止することがあります。

- 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- 第27条（利用の制限）の規定によりインターネット接続サービスの利用を中止するとき。

- 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表の定めるところによりその付加機能の利用を中止することができます。

- 前2項の規定により、インターネット接続サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第26条（利用停止）

当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間（そのインターネット接続サービスの料金その他の債務（この約款により支払を要することになった者）に限ります。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、そのインターネット接続サービスの利用を停止することがあります。

- 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。）

- 契約の申込みに当たって、当社所定の書面に事実に関する記載を行ったこと等が判明したとき。

- 第42条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
- 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、別表1の技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。
- 前各号のほか、この約款に違反する行為、インターネット接続サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。
- 当社は、前項の規定により、インターネット接続サービスの利用停止をすときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第7章 利用の制限

第27条（利用の制限）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供又は帯域を制限することがあります。

- 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合で必要と認めた時
- インターネット接続サービスの利用者が、当社若しくは第3者の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をした時
- 前項第1号により本サービスの提供を制限するときは、対象加入者に対しその理由を、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- 第1項第2号により本サービスの提供を制限するときは、加入者に通知することなく通信対象の接続を制限します。
- 本条の規定により、本サービスの提供を制限したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
- 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

第8章 料金等

第1節 料金

第28条（料金の適用）

当社が提供するインターネット接続サービスの料金は、加入料、利用料、端末接続装置利用料、付加機能使用料、手続きに関する料金及び工事に関する費用とし、料金表に定めるところによります。

- 料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。

第2節 料金の支払義務

第29条（利用料金の支払義務）

契約者は、その契約に基づいて当社がインターネット接続サービスの提供を開始した日（付加価値機能又は端末接続装置の廃止については、その廃止があった日）の属する月までの期間（提供を開始した月と解除又は廃止があった月が同一の月である場合は一ヵ月間とします。）について、当社が提供するインターネット接続サービスの態様に応じて料金表に規定する利用料又は使用料（以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします。）の支払を要します。

- 前項の期間において、利用の一時中断等によりインターネット接続サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払は、次によります。

- 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。
- 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。
- 前2号の規定によるほか、契約者は、次の表に掲げる場合を除き、インターネット接続サービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払を要します。

区 別	支 払 を 要 し な い 料 金
1 契約者の責めによらない理由により、インターネット接続サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（次号に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等。
2 移転に伴って、そのインターネット接続サービスを利用できなくなった期間が生じたとき	利用できなかった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等

- 当社は、支払を要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還しません。

第30条（加入料の支払義務）

契約者は、第8条（契約申込みの方法）の規定に基づき契約の申込みを行い当社がこれを承諾したときは、料金表に規定する加入料の支払を要します。

第31条（手続きに関する料金等の支払義務）

契約者は、約款に規定する手続きの請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続きに関する料金の支払を要します。ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第32条（工事に関する費用の支払義務）

契約者は、約款に規定する工事の請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払を要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又は請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

- 工事の着手完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を

加算した額とします。

第33条（割増金）

契約者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第34条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第9章 保守

第35条（当社の維持責任）

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

第36条（契約者の維持責任）

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持していただきます。

第37条（設備の修理又は復旧）

当社は、当社の設置した電気通信設備が障害し、又は滅失した場合に全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、当社が別に定める順序でその電気通信設備を修理又は復旧します。

第38条（契約者の切欠け責任）

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼動しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をさせていただきます。

- 前項の確認に際して、契約者から要請があった場合には、当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所又は当社が指定する者が当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

- 当社は、前項の試験により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果を契約者にお知らせした後において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。

第10章 損害賠償

第39条（責任の制限）

当社は、インターネット接続サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのインターネット接続サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

- 前項の場合において、当社は、インターネット接続サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するインターネット接続サービスの利用料等の料金額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失によりインターネット接続サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

第40条（免責）

当社は、契約者が本サービスを利用して損害を被った場合、前条（責任の制限）の規定によるほかは、何らの責任も負いません。

- 当社は、インターネット接続サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
- 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術的条件（事業法の規定に基づき当社が定めるインターネット接続サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件をいいます。）の設定又は変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第11章 雑則

第41条（承諾の限界）

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払を現に怠り若しくは怠るおそれがあると思われる理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第42条（利用に係る契約者の義務）

当社は、インターネット接続サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等を無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとします。

- 契約者は、当社又は当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。
- 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線索その他の物体を連絡しないこととします。ただし、天災、

事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は、自営端末設備の接続若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。

- 契約者は、故意に契約者回線を保留にしたりまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。
- 契約者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等を取り付けないこととします。
- 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することとします。
- 契約者は、前4項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- 契約者は、当社から発行されたログイン名及びパスワード管理の責任を負います。ログイン名及びパスワードを忘れた場合や盗まれた場合は、速やかに当社に届け出るものとします。
- 契約者は、インターネット接続サービスを利用するにあたり、以下の各号の内容に該当する行為をしなないものとします。

- 公序良俗に反する行為
- 犯罪行為及びそれに結びつく行為
- 第三者の権利、財産又はプライバシーを侵害する行為
- 他者に不利益を与える行為、又は誹謗中傷する行為
- 上記各号の他、法令に違反するもの、又は違反するおそれのある行為
- インターネット接続サービスの信用を毀損する行為、又は毀損するおそれのある行為

第43条（相互接続事業者のインターネット接続サービス）

契約者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承認していただきます。

- インターネット接続サービスの利用契約の解除があった場合は、その解除があったときに、当社の相互接続事業者のインターネット接続サービス利用契約についても解除があったものとします。

第44条（技術的事項及び技術資料の閲覧）

インターネット接続サービスにおける基本的な技術的事項は、別表1のとおりとします。

- 当社は、当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所において、インターネット接続サービスを利用する上で参考となる別表2の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

第45条（付帯サービス）

当社が独自に業務提携をおこない、付帯サービスを開始した場合は、次のとおりとします。

- 当社が指定する端末機器に限り利用することができます。
- サービス内容に関しては、提携先が定める利用規約に準じて取り扱います。ただし、支払方法については当社の定める方法をおこなうものとします。

第46条（加入者個人情報の取扱い）

当社は、サービス提供に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報、視聴情報を、当社若しくは特定事業者のサービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求、アフターサービス業務、その他の当社の契約約款等に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。また、業務の遂行上必要な範囲での利用には、加入者に係る情報を当社の業務を委託している者、及びサービス提供に係る金融機関に提供する場合を含みます。

第46条（営業区域）

営業区域は、当社が別に定めるところによります。

第47条（閲覧）

この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

別表1 技術的事項

物 理 的 条 件	伝送方式
10Base-T / 100Base-T / 1000Base-T	CSMA/CD

別表2 技術資料の項目

1 電気通信回線設備と端末設備の境界点
2 コネクタの形状とピン番号
3 相互接続回路の電気的特性
4 相互接続回路の論理的接続条件
5 基本的な通信形態とインタフェース

別表3 損害金

1 適用

損害金の適用については本サービス契約約款第7条（契約者回線の終端）第3項に定めるところによります。

2 損害金の額（非課税）

11,000円/ケーブルモデム1台毎/D-ONU1台毎

16,000円/無線LAN ケーブルモデム1台毎/無線LAN D-ONU1台毎

別表4 強制契約解除料

11,000円
